

やまなし労働

2018年 冬号 No.672

「山梨県最低賃金」が改正されました！

☑ チェックしなくちゃ、最低賃金。

平成30年10月3日から山梨県最低賃金が改正され、また、特定最低賃金についても順次改正される予定です。

最低賃金件名等		時間額	効力発生(予定)日
山梨県最低賃金	山梨県内で働く常用・臨時・パートなど、全ての労働者に適用されます。但し、下記2業種は該当する特定最低賃金が適用されます。	810円	平成30年10月 3日
特定最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	869円	平成29年12月27日
		890円	平成30年12月15日
	自動車・同附属品製造業	875円	平成29年12月15日
		896円	平成31年 1月 3日(注)

(注) 特定最低賃金(自動車)の効力発生日は予定日であり、実際には官報公示の日から30日後になります。

○ 最低賃金に関するお問い合わせは、山梨労働局 労働基準部 賃金室へ【055-225-2854】
【山梨労働局ホームページアドレス】 <https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/>

インターンシップ交通費支援事業費補助金

県外大学生等のインターンシップに交通費を支給する企業を支援します！

県外大学生等(県外在学・在住)の居住地から山梨県内のインターンシップ実施場所までの往復交通費を支給する県内中小企業に支給額の半額を補助します。

- ◇対象者 インターンシップに参加する県外の大学生・大学院生・短大生・専修学校生等(県外在住者)に交通費を支給する県内中小企業
- ◇補助額 交通費支給額の1/2(100円未満切り捨て)
※県外大学生等1人につき上限5,000円(1人につき1回限り) ※1社あたり10人まで(上限50,000円)
- ◇申請方法 山梨県ホームページより申請様式をダウンロードし、必要書類を添付して申請
- ◇HP 山梨県ホームページ(インターンシップ交通費支援事業費補助金)
http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/chihiki-koy/internship_kotuhi_hojo.html
- ◇検索ワード 「山梨 インターンシップ 交通費補助」
- ◇申請期限 インターンシップを実施した日から30日以内または平成31年3月31日のいずれが早い日まで。
※予算上限となり次第、受付終了
- ◇申込・問い合わせ先 県労政雇用課 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL055-223-1562 FAX055-223-1564

「平成30年度 第2回山梨県インターンシップ交流会」を開催します！！

インターンシップ受入企業の会社概要やプログラム内容を直接聞くことのできるイベント「山梨県インターンシップ交流会」を開催します。

- ◇日時 平成30年12月8日(土) 午後2時～午後4時(受付は午後1時30分～)
- ◇場所 山梨県JA会館6階 大ホール(甲府市飯田1丁目1-20)
- ◇対象者 大学生、短大生、専門学校生、高専生
- ◇出展予定企業 山梨県内に事業所・支店がある企業「32社」※参加企業の詳細は「やまなし就職応援ナビ」をご確認ください。
<http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/yama-navi/event/event-shousai091.html>
- ◇内容 (1)参加企業担当者による企業紹介 (2)インターンシップの実習内容等について各企業ブースで説明会
- ◇その他 参加無料。服装自由。
- ◇問い合わせ (株)東京リーガルマインド 甲府支社 TEL:055-242-8239 E-mail: sp-yamanashi02@lec-jp.com
(山梨県委託事業 平成30年度大学生等インターンシップ推進事業)

働き方改革推進企業支援事業 専門家を無料で派遣して支援します！

県内企業の働きやすい職場、環境等働き方改革を推進するため、働き方改革アドバイザーが企業を訪問して「働き方改革」の概要を説明します。

その際、ヒアリングをして企業が支援を希望する「働き方改革プラン」を作成してご提案します。

この取組を希望する企業へ社会保険労務士や経営士など専門家を無料（原則2回）で派遣し、働き方改革に向けた取組を支援します。

例えば

長時間労働の是正	従業員の職場定着率の向上	休暇制度等の取得促進
多様な勤務形態の導入	育児・介護休業制度の充実	働き方改革に関する助成金申請
メンタルヘルス対策	就業規則の確認や見直し	その他働き方改革等に向けた取組



お気軽にお問い合わせください！

問い合わせ先 県労政雇用課 TEL 055-223-1561

平成30年度 やまなし産業大賞 受賞者決定

どこにもまねできない優れた技術をもっている企業、新しい価値や生活スタイルを創造し、顧客に提案し続ける企業などを顕彰する『やまなし産業大賞』について、今年度の受賞者が決定しました。

大賞	株式会社そらのした
優秀賞	株式会社ニッセー
	株式会社アルステクネ・イノベーション
審査委員奨励賞	株式会社湊與

※詳細については、県庁ホームページ（下記アドレス）をご覧ください。

<http://www.pref.yamanashi.jp/shinjigyo/sangyo-taisho/hyousho2018.html>

◇問い合わせ先
 県 新事業・経営革新支援課
 TEL055-223-1544 FAX055-223-1569

平成31年度県立産業技術短期大学校 一般入学試験・前期日程

産業技術の高度化、情報化などが進展する中で、幅広い専門知識と最新の技術を身に付けた技術者を育成し、本県の産業及び経済の発展に寄与することを目的としています。ものづくりとホスピタリティを理念として、これまで機械電子、情報、観光分野に多くのプロフェッショナルを送り出しています。



◇募集学科及び試験科目

学 科	修業期間	試験科目
生産技術科	2年	数学Ⅰ、面接
電子技術科	2年	数学Ⅰ、面接
観光ビジネス科	2年	コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、面接
情報技術科	2年	数学Ⅰ、面接

学 科	修業期間	試験科目
生産技術科	2年	数学Ⅰ、面接
電子技術科	2年	数学Ⅰ、面接

◇出願資格 高等学校（中等教育学校・特別支援学校高等部を含む。）を卒業した者及び平成31年3月卒業見込みの者、またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者

◇出願期間 平成31年1月8日（火）～1月31日（木）

◇試験日 平成31年2月6日（水）

◇試験会場 県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス（甲州市塩山上於曾1308）

◇授業料等 入学検定料：18,000円

入学金：県内者169,200円／県外者282,000円 授業料：年額390,000円（4月と10月の2回に分けて納入）

◇問い合わせ先 県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス 教務学生課
 TEL:0553-32-5201 FAX:0553-32-5203 E-mail:kyomu@comm.yitjc.ac.jp

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます

1. 時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～



2. 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上¹の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、****時季を指定して**有給休暇を与える必要があります。

施行：2019年4月1日～

3. 正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

■ 働き方改革関連法の詳細等に関するお問い合わせについては、以下の窓口をお願いします。

<p>労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー</p>	<p>時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。</p> <p>甲府労働基準監督署 055-224-5620 都留労働基準監督署 0554-43-2195 諏訪労働基準監督署 0556-22-3181</p>
<p>山梨労働局 【パートタイム労働者・有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等室 【派遣労働者関係】 需給調整事業室</p>	<p>正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。</p> <p>雇用環境・均等室 055-225-2851 需給調整事業室 055-225-2862</p>

「山梨労働局 平成30年度 年末年始無災害運動」を実施します！！

- 実施期間 平成30年12月1日から平成31年1月31日
- 運動標語 『みんなで感謝の総点検 笑顔で迎える 年末年始』

年末年始は、あわただしく、生活のリズムも変わりやすく、特に、大掃除や機械設備の保守点検・始動等、非定常作業が多くなるため、各事業場や職場では災害防止のための特別な配慮が必要となります。事業者の皆さまには労働災害防止に向けた積極的な取組をお願いします。

※詳細は、山梨労働局労働基準部健康安全課（055-225-2855）にお問合せください。



「健やか山梨21推進大会」を開催します

山梨県の健康寿命は、日本でトップクラスにあります！！

県では、健康増進計画「健やか山梨21(第2次)」を策定し、県民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指しています。生活習慣の改善を図り、県民がいきいきと健やかに暮らせる社会を実現することを目的に、県民の皆様と日頃の生活を振り返り、ご自身やご家族の健康について一緒に考える機会となるよう本大会を開催します。ご家族、友人とご一緒に、多くの皆様のご来場をお待ちしています。

- ◇日時 平成30年12月9日(日) 12時～16時
 ◇場所 県立文学館 講堂(甲府市貢川1丁目5-35)
 ◇内容 1. 式典 健康づくり表彰、健康づくり作品表彰、栄養関係知事表彰等
 2. 健康寿命に関する講演 「健康長寿日本一の秘訣」
 講師 山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座 教授 山縣然太郎先生
 3. 健康寿命の延伸に向けた活動発表 山梨県歯科医師会、山梨県栄養士会、山梨県立大学 おはなしくらぶ
 ◇参加費無料 当日参加も可能です。

主催：山梨県 健やか山梨21推進会議

問合せ先(申込み先):山梨県福祉保健部健康増進課 甲府市丸の内1丁目6-1 TEL:055-223-1493 FAX:055-223-1499

がん患者への就労支援を考える

がんは、現在、生涯のうち日本人の2人に1人がかかるといわれている身近な病気であり、がんと診断された人のうち3人に1人は15歳から64歳という働き盛りの年代で、がん患者の「就労」は大きな問題となっています。

がん医療の進歩により、がんになっても仕事を続けながら治療を続けることができる患者が増えています。就労可能ながん患者やがん経験者が働き続けることができるよう、がん患者への治療と就労の両立支援について考えてみませんか。

- ◇日時・場所 平成31年2月26日(火) 午後2時～午後4時
 山梨産業保健総合支援センター1階研修室(甲府市徳行5-13-5)
 ◇講演・講師 「がんをもつ労働者と職場へのより良い支援のために」 山梨県立大学 前澤美代子
 ◇情報提供 「山梨県のがん情報について」(山梨県健康増進課)、「事業場における治療と職業生活の両立支援について」(山梨県地域両立支援推進チーム事務局)
 ◇参加費 無料
 ◇申込み 参加申込用紙に氏名、電話番号、所属(個人の場合は不要です)を記入のうえ、ファックスにてお申し込みください。
 県健康増進課 TEL:055-223-1497 FAX:055-223-1499
 詳しくはホームページをご覧ください。http://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/seizinhoken/ganjyuhou.html#event

山梨産業保健総合支援センター研修会開催のお知らせ

従業員が健康で働き続けるためには、健康的な生活習慣の定着に向けた日々の取り組みが重要です。専門家が身体活動の意義や健康・体力づくり運動等についてご紹介します。

テーマ：働く人の健康・体力づくりについて ～日常で役立つ楽しい健康づくりの実践方法をご提供します。～

- ◇講師 依田武雄氏 <(公財)日本健康スポーツ連盟主任研究員>
 ◇日時 平成31年1月17日(木) 14時～16時
 ◇会場 山梨産業保健総合支援センター 研修室(甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館1階)
 ◇対象者 産業保健関係者及び本研修会に関心のある方
 ◇受講料 無料

問い合わせ先 TEL:055-220-7020

ストップ大麻!大麻の使用は有害です!大麻の不正栽培は犯罪です!!!

「大麻」はインターネット等で「有害性がない」等の誤った情報が氾濫しており、青少年の大麻乱用に繋がっております。無害な大麻はありません!

- ・覚せい剤や麻薬だけでなく、危険ドラッグも依存性が疑われる物質が含まれています。
- ・危険ドラッグを「合法」と称して販売している場合がありますが、大変危険なものです。
- ・薬物乱用は、1回でもダメ



(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター

平成30年12月～平成31年2月 開講分 **能力開発セミナーのご案内**

本セミナーは、働く皆さんの能力開発や企業の人材育成をお手伝いするものです。職業に必要な知識や技能の向上、資格取得等を目的とした講座を実施しています。さらに、能力開発に関する相談も受け付けています。

県立産業技術短期大学校塩山キャンパス TEL0553-32-5202				県立産業技術短期大学校都留キャンパス TEL0554-43-8911			
コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代別途	コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代別途
TOEIC Listening & Reading Test (リーディングコース)	1月・2月	夜	2,100	ホームページ開設(基礎編)	2月・3月	夜	2,100
県立峡南高等技術専門学校 TEL0556-22-3171				県立就業支援センター TEL055-251-3210			
コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代別途	コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代別途
初心者のためのパソコン講座	12月	夜	2,100	年金相談業務講座	12月	夜	2,100
ワード基礎	1月	夜	2,100	エクセルデータ分析講座	1月	夜	2,100
エクセル基礎	1月・2月	夜	2,100	エクセル基礎講座(第2回)	1月・2月	夜	2,100
パワーポイント	2月	夜	2,100	アクセスデータベース構築演習講座	2月	夜	2,100

※県立施設の申込受付は、講座開始日の2ヵ月前からです。あらかじめ、電話等で応募状況を確認してください。
 ※時間帯については、原則として<昼：9時～16時/夜：18時～21時>ですが、施設・コースによって異なる場合がありますので、よくご確認ください。
 ※このほかの講座情報や、申込方法については、山梨県のホームページをご覧ください。 http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/81_005.html

ポリテクセンター山梨 TEL055-242-3066				ポリテクセンター山梨 TEL055-242-3066			
コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代込	コース名	実施月	時間帯	受講料(円) ※テキスト代込
機械保全実践技術(事例・解決編)	12月	昼	15,600	設計者のための機械構造解析技術	2月	昼	19,100
木造住宅における性能表示(構造の安定編)	12月	昼	6,200	半自動アーク溶接実践技術(各種姿勢編)	2月	昼	10,400
ワンチップマイコン活用技術(AVR編)	1月	昼	15,600	アナログ回路の設計と評価の実践技術(トランジスタ編)	2月	昼	12,900
平面詳細図(総合図)作成実践技術(木造編)	1月	昼	9,200				

※ポリテクセンター山梨の申込、詳細につきましては、ポリテクセンター山梨にお問い合わせ下さい。
 ※このほかの講座情報や申込方法につきましては、ポリテクセンター山梨のホームページをご覧ください。 <http://www3.jeed.or.jp/yamanashi/>

(公財) 介護労働安定センターのご案内

■能力開発啓発セミナー 受講料・無料

介護事業所の管理職の方や部下を持つ監督職の方を対象に、介護職員のキャリア開発に関する内容で行うセミナーです。受講後日に講師による個別相談(無料)の申込みも受付できますので、多くの皆様のご参加をお待ちしております。



- ◇日時 平成31年1月17日(木) 13:30～16:00
- ◇会場 県立青少年センター「リバース和戸」2F・第2研修室
- ◇内容 リーダーのための「一致団結現場力」発揮セミナー ・EQを理解する ・リーダーとしてのEQ強化 ・分析と行動計画

お問合せ・申込先 (公財) 介護労働安定センター山梨支部 TEL 055-255-6355

上記講習の他にも、各種講習会・セミナー等実施しています。詳細はホームページをご覧ください <http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/yamanashi/index.html>

人材の確保・育成にジョブ・カード!

ジョブ・カード制度の職業訓練を活用することにより、企業にはこんなメリットがあります!

- ①自社のニーズに合った職業訓練を通じ、有能な人材を育成・確保できます。
- ②訓練生の適性や職業能力を評価することにより、採用時のミスマッチのリスクを軽減できます。
- ③アルバイトやパート、派遣社員などを正社員に登用するときも活用できます。
- ④助成金を活用することにより、採用コストや企業研修に係るコスト負担を軽減できます。
- ⑤人材育成や能力開発に積極的な企業であることをPRできます。

■甲府商工会議所 山梨県地域ジョブ・カードセンター
TEL 055-233-3225

■ジョブ・カード制度総合サイト
<http://jobcard.mhlw.go.jp/>



**障害者を雇用したことがない事業主、精神障害者を雇用したことがない事業主の皆様へ
障害者職場実習支援事業のご案内**

障害者を雇用したことがない事業主、精神障害者を雇用したことがない事業主の皆様が、障害者の受入を進めるため、就職を目指す障害者を対象として職場実習を計画し、実習生を受入れた場合に、障害者職場実習受入謝金等を支給します。

対象となる障害者	対象となる措置	支給額	支給回数
①過去3年間、障害者の雇用実績がない事業主の場合 ・身体障害者・知的障害者・精神障害者	職場実習の受入 ・実習期間 1週間～1か月(5～20日間程度) ・1日当たりの実習時間 3時間程度～	職場実習受入謝金 実習対象者1名につき 1日 5,000円 限度額 同一年度で50万円	同一年度 2回まで
②過去3年間、精神障害者の雇用実績がない事業主の場合 ・精神障害者	実習指導員(※)の委嘱 (※)実習指導員の要件 ・職場適応援助者養成研修修了者で、障害者に対する就労支援の経験が1年以上ある方 ・障害者に対する就労支援や雇用管理の経験が3年以上ある方	実習指導員への謝金 1日 16,000円 [1日の支援時間が4時間未満の場合 8,000円]	

【留意事項】●認定申請書の提出期限は、職場実習を開始しようとする日の1ヵ月前までです。●職場実習計画の策定や進め方については、最寄りのハローワークや支援機関等にご相談ください。



お問い合わせ先 山梨支部 高齢・障害者業務課 TEL: 055-242-3723

民間企業を退職されている方、企業の人事ご担当者様 復職のための準備を一緒にしませんか？

当センターでは、うつ病等で退職されている方に対して、職場復帰に向けたウォーミングアップのためのプログラム（リワーク支援）を行っています。プログラムの利用は無料です。

期間は3か月が標準ですが、利用される方の状況に合わせてプログラムを設定しています。

※リワーク支援は、ご本人様、主治医、勤務先の同意を得てから開始します。

※ご利用を希望される場合は、個別にご相談させていただきますので、電話等でお問い合わせください。

【利用されるきっかけ】

- 生活リズムの立て直しや体力の回復を図りたい。
- 復職後にうつ病などが再発しないよう、対策を検討しておきたい。
- 復職に向けて何か準備したいが、どうすればよいか分からないなど

【プログラムの例】

- ストレス対処講座
- 作業体験
- リラクゼーション

【お問い合わせ先】

山梨障害者職業センター（担当：堂本）
山梨県甲府市湯田 2-17-14
TEL 055-232-7069
FAX 055-232-7077
URL <http://www.jeed.or.jp>

石綿（アスベスト）工場の元労働者やその遺族の方々に対する 和解手続による賠償金のお支払いについて

石綿（アスベスト）工場の元労働者やその遺族の方々が、国に対して訴訟を提起し、一定の要件を満たすことが確認された場合には、国は、訴訟の中で和解手続を進め、損害賠償金を支払います。

和解の要件についておよび和解により国がお支払する賠償金の額は疾患の種類や病状によって異なります。

詳細については、下記へご相談ください。

- 法テラス（日本司法支援センター） ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>
電話 0570-078374（平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00）
- 日本弁護士連合会 ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp/>

不当労働行為って何？

労働者が団結して自由に労働組合をつくり、使用者と交渉することは労働者の正当な権利として憲法で保護されています。このため、これに反する次のような使用者の行為は、労働組合法の規定により不当労働行為として禁止されています。

労働組合法で不当労働行為として禁止されている使用者の行為

- ・労働組合員であること
 - ・労働組合に加入したり、結成しようとしたこと
 - ・労働組合の正当な行為をしたこと
 - ・労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てたことなど
 - ・不当労働行為の審査や労働争議の調整の場で証拠を提出したり、発言したこと
- ➡ を理由に、労働者を解雇したり、
その他不利益な取扱いをすること
- ・労働組合に加入しないこと
 - ・労働組合から脱退すること
- ➡ を労働者の雇用条件とすること
- ・団体交渉の申し入れに対して、正当な理由がなく拒否したり、誠意ある交渉をしないこと
- ・労働組合を結成すること
 - ・労働組合を運営すること
- ➡ に対して、労働者の団結を弱めようとして、労働組合からの
脱退を働きかけるなど、いろいろと干渉すること
- ・労働組合の運営に必要とする経費などを援助し、組合の自主性を損なわせること



上記のような行為があったときは、労働者や労働組合は、労働委員会に対して不当労働行為の救済の申立てをすることができます。

詳細は、山梨県労働委員会事務局（TEL 055-223-1827）までお問い合わせください。

■ 問い合わせ ■ 山梨県産業労働部労政雇用課

TEL 055-223-1561 FAX 055-223-1564

E-mail rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp

ホームページでもご覧いただけます。

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/index.html>

「やまなし労働」に対するご意見、ご感想をお待ちしております。